

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年9月26日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

獅子ヶ谷小川アメニティ流量計緊急修繕工事
(流量計交換工 一式)

2 履行（納品）場所

鶴見区獅子ヶ谷三丁目13番地 地先

3 契約日

令和4年5月10日

4 履行日又は履行期間

令和4年5月12日から令和4年9月30日まで

5 契約金額

¥534,600.-（うち 地方消費税等相当額 ¥48,600.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 宝建設株式会社
住 所 横浜市神奈川区新子安一丁目16番22号
担当者 代表取締役 並河 豊満

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

流量計が破損したポンプは、横浜市生活環境の保全等に関する条例第81条に基づき、地下水採取量を測定し、記録・報告しなければならないため、緊急に流量計を交換する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

宝建設株式会社は、以前の河川水路維持工事において当該現場の修繕を行っており、状況を熟知していた。また、破損した部材は地下水揚水ポンプにおける流量メーターおよび電子カウンターであり、圧力管と電気機械設備とに関する知見が要求されるが、宝建設株式会社は知識や経験を有しており、早急な対応が可能であった。流量計破損時に鶴見区との間で別途の契約関係があったことから、緊急業者に選定した。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所